

みんなで、なくそう!! 望まない受動喫煙

日本では
受動喫煙による
年間死亡者数が
推定約1万5千人
もいるよ

受動喫煙が原因で
病気になるリスクは、
肺がん・脳卒中で1.3倍、
虚血性心疾患で1.2倍、
乳幼児突然死症候群で
4.7倍にもなるよ

喫煙者が新型コロナ
ウイルス感染症にか
かると、重症化する
リスクが高くなるよ

多摩小平保健所
オリジナルキャラクター
ますくま

(配慮義務)※裏面参照
屋外でも、近くに人
がいる場合は、
配慮し喫煙を控え
てください!

屋内は原則、禁煙がルールです!

受動喫煙を防止するため、健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例でルールを定めています。
他人に受動喫煙を生じさせないように努めるとともに、様々な施設で、原則、**屋内禁煙**となっています。

(※一部例外があります。)



多くの施設において
屋内が原則禁煙に



20歳未満の方は
喫煙エリアへ立入禁止に



屋内での喫煙には
喫煙室の設置が必要に



全ての飲食店において
標識掲示が義務付けに



東京都多摩小平保健所



原則、**屋内は「禁煙」**です。

屋内でたばこを吸うためには、「喫煙専用室」又は「指定たばこ喫煙専用室」を設ける必要があります。

(原則、禁煙)



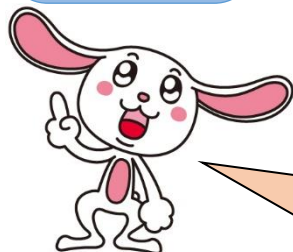
(喫煙専用室)

紙巻たばこ等、たばこ全般の喫煙が可能
施設の「一部」に設置可
○喫煙は可
×喫煙以外は不可



(指定たばこ専用喫煙室)

加熱式たばこの喫煙が可能
施設の「一部」に設置可
○喫煙は可
○喫煙以外も可



例外ルール①「喫煙目的室」・「喫煙目的店」

シガーバー・たばこ販売店など喫煙が主目的の施設で、国で定める要件※¹を満たした場合、設置できます。

※飲食や遊技等、喫煙以外の行為を主目的とする施設は設置できません。



(喫煙目的室・喫煙目的店)

店内の一部又は全部に設置可、紙巻たばこ等、たばこ全般の喫煙が可能

<※¹ 要件>

- ・製造たばこ小売販売業又は出張販売の許可を得てたばこの対面販売をしている
- ・主食にあたる米飯類、菓子パンを除くパン類、めん類、ピザパイ、お好み焼き等を主に提供していない



例外ルール②「喫煙可能室」・「喫煙可能店」

小規模飲食店で従業員がいない飲食店で、国及び東京都で定める要件※²を満たした場合、設置できます。



(喫煙可能室・喫煙可能店)

店内の一部又は全部に設置可、紙巻たばこ等、たばこ全般の喫煙が可能

<※² 要件>

- ・2020年4月1日時点で既に営業している
- ・客席面積が100㎡以下
- ・中小または個人経営・従業員を雇用していない

喫煙可能室を設置する場合は、多摩小平保健所に届出をしてください。

喫煙室には、共通の技術的基準があります。

- ① 出入口において、喫煙室の外側から内側に流入する空気の気流が0.2m/秒以上であること
- ② たばこの煙が喫煙室の中から施設の屋内に流出しないよう、壁・天井等によって区画すること
- ③ たばこの煙が施設の屋外に排気されていること

喫煙者、施設管理者の配慮義務（健康増進法）・・・屋内、屋外共通ルール

喫煙者は、喫煙をする際は、周りの状況に配慮しなければなりません。また、店舗や施設等の管理者は、喫煙場所を設置する際は、受動喫煙が起こらないよう配慮しなければなりません。

受動喫煙防止対策に関するお問合せご相談は下記担当まで（制度の詳細は当所ホームページへ）
※保健所では禁煙等の標識シールを無料でお配りしています

東京都多摩小平保健所市町村連携課（受動喫煙対策担当）

〒187-0002 東京都小平市花小金井 1-31-24

電話 042-450-3111

